記 者 発 表 資 料

令和７年８月２８日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	登録種別	住所
阿部建設株式会社	工事	宮城県仙台市青葉区中江２－２３－２０

２．指名停止措置期間
令和７年８月２８日　～　令和７年９月２７日　（　１ヵ月　）

３．指名停止措置の範囲
東北地方整備局管内

４．事実概要
阿部建設株式会社の元常務取締役が、令和２年７月に水産加工会社の元代表を含むほか２名と共謀し、不正な手段により補助金の交付を受けていたことに関して、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律違反により、令和７年３月２５日付けで仙台地方検察庁から起訴された。

５．指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」それぞれの別表第２第１５号に該当する。

参考
○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第２（抜粋）

措　置　要　件	期　間
（不正又は不誠実な行為） 15　別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

＜発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）
○ 総務部　契約課　課長　佐藤（さとう）　貞弘（さだひろ）　（内線　2511）
建設専門官　渋谷（しぶや）　隆博（たかひろ）　（内線　2512）
総務部　経理調達課　契約管理官　山田（やまだ）　耕平（こうへい）　（内線　6221）
○は本件の主務課です。